

## 苦 情 解 決

### ●「苦情申請窓口」の設置について●

社会福祉法第 82 条の規定により、若松保育園では利用所からの苦情に適切に対応する体制を整えております。

若松保育園における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記のとおり設置し、苦情解決に努めておりますので、お知らせいたします。

苦情解決責任者	園 長 赤嶺 卓枝
苦情担当者	主任保育士 西平 阿弥子
第三者委員	浅田 均 北中城村字比嘉 596 番地 1 3 TEL 098-938-7525 久高 ケイ子 宜野座村字松田 611-5 TEL 098 (968) 8701

### ○苦情内容の公開○

平成 28 年度 特になし

平成 29 年度 特になし

平成 30 年度 特になし